

【EU】暴力被害者保護に関する EU 規則の成立

専門調査員 海外立法情報調査室主任 武田 美智代

* 欧州連合(EU)は、暴力被害者(特に家庭内暴力)に対して、EU 全域でその保護が認められる新たな規則を採択した。これにより、暴力に苦しむ被害者(多くは女性)が自国で取得した保護命令が、域内どの国でも有効となることが期待される。

1 立法の背景

EU の調査によれば、欧州の女性の 4 人から 5 人に 1 人は、その生涯で少なくとも 1 度は身体的暴力を受けた経験があるという(注 1)。EU 域内の犯罪被害者の保護については、2001 年 3 月に「刑事手続における被害者の地位に関する理事会枠組み決定」(注 2) が制定されたが、同決定第 18 条の規定により実施されたその後 2 回にわたる報告・評価の中で、同決定は犯罪被害者の権利、支援、保護に関する最低基準を確立するには不十分と結論されていた(注 3)。また、2009 年に発効したリスボン条約が、EU 市民に「自由・安全・司法の領域」(EU 機能条約第 3 部第 V 編)を提供し、民事及び刑事分野において相互承認による司法協力を実現したこと(同条約第 67 条)、同年 12 月の欧州理事会で「ストックホルム計画」(2010~14 年)が採択され、EU 市民権の保護、柔軟な移民・ビザ政策等、EU 域内の司法・内務分野における協力の枠組みが提示されたこともあり、欧州委員会(以下「委員会」)は、2011 年 5 月 18 日、EU 域内の暴力被害者に関する法的枠組みを強化するための一連の措置を提案した。具体的には、①犯罪被害者の権利、支援、保護に関する最低基準を確保する指令案(COM(2011)275)、②民事分野における保護措置の相互承認に関する規則案(COM(2011)276)及び③犯罪被害者に関する活動について委員会の立場を述べた文書(COM(2011)274)である。

①の指令案は、2001 年の枠組み決定に代わるもので、a)犯罪被害者が敬意を持って処遇され、検察官や裁判官が彼らに適切に対応すること、b)被害者は、自らの権利や訴訟に関する情報を理解できる形で入手し、希望すれば裁判に出席できること、c)特に女性、子ども等、弱い立場の被害者が、適切に保護されること等を定めている。同指令案は、2012 年 10 月 25 日に成立し同年 11 月 15 日に施行された(2012/29/EU)(注 4)。EU 加盟国は、遅くとも 2015 年 11 月 16 日までに国内法の整備が義務付けられている。

2 規則の概要

一方、②の規則案は、2013 年 5 月 22 日に欧州議会で圧倒的多数の賛成票を得て可決され(賛成 602 票、反対 23 票、棄権 63 票)、同年 6 月 6 日の理事会の採択を経て成立、7 月 19 日に施行された(No 606/2013。以下「規則」)(注 5)。規則は、暴力(家

庭内暴力等) やストーカー等の被害者を加害者による更なる危害から保護するために提案されたもので、自国で取得した保護命令は、被害者が旅行や転居により他の加盟国に移動しても、自国と同レベルで提供され、この結果、被害者に対する EU 全域での保護が実現することになる。この規則は、EU 機能条約第 81 条第 2 項(民事事件における司法協力)に基づき、民事分野の保護措置に適用される。一方、刑事分野の保護措置については、同条約第 82 条第 1 項(刑事事件における司法協力)に基づき「欧州保護命令に関する指令」(2011/99/EU)(注 6)が、規則成立前の 2012 年 1 月 10 日に施行されており、規則は、この指令を補完する役割も担っている。規則の成立により、全ての犯罪被害者は、民事及び刑事の両分野について、域内何れの国でも、自国と同様の保護が享受できることになった。

欧州委員会司法・基本的権利・市民権担当のビビアン・レディング(Viviane Reding)副委員長は、EU 域内の法は寄せ集めとなっており必ずしも被害者のニーズに合っていないが、今回の規則の成立により、犯罪被害者の立場を確実に改善することが可能になったと評価している(注 7)。規則は、2015 年 1 月 11 日以降に発せられた保護措置について適用される。

注(インターネット情報は 2013 年 9 月 24 日現在である。)

- (1) Council of Europe, *Combating violence against women: Stocktaking study on the measures and actions taken in Council of Europe member states*, 2006. p.7. <[http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/equality/03themes/violence-against-women/CDEG\(2006\)3_en.pdf](http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/equality/03themes/violence-against-women/CDEG(2006)3_en.pdf)>
- (2) "COUNCIL FRAMEWORK DECISION of 15 March 2001 on the standing of victims in criminal proceedings," 2001/220/JHA, *Official Journal of the European Union*, L82, 22.3.2001, pp.1-4.
- (3) *REPORT FROM THE COMMISSION pursuant to Article 18 of the Council Framework Decision of 15 March 2001 on the standing of victims in criminal proceedings(2001/220/JHA)*, COM(2009)166final, 20.4.2009.
<<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2009:0166:FIN:en:HTML>>
- (4) "DIRECTIVE 2012/29/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2012 establishing minimum standards on the rights, support and protection of victims of crime, and replacing Council Framework Decision 2001/220/JHA, *Official Journal of the European Union*, L315, 14.11.2012, pp.57-73.
- (5) "REGULATION(EU) No 606/2013 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 June 2013 on mutual recognition of protection measures in civil matters," *Official Journal of the European Union*, L181, 29.6.2013, pp.4-12.
- (6) "DIRECTIVE 2011/99/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 December 2011 on the European protection order," *Official Journal of the European Union*, L338, 21.12.2011, pp.2-18.
- (7) "Domestic violence begins at home, combating it begins in Europe," *EurActiv*, May 23, 2013.
<<http://www.euractiv.com/justice/omestic-violence-begins-home-eur-analysis-519929>>